

情報通

2018.August 8月号

発行：東京税理士会 情報システム部
 題字：神津 信一 (四谷)
 (税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。)

電子帳簿保存法の今後の利用可能性

2018年度税制改正により、電子帳簿保存法（以下「電帳法」）の適用は、2020年分の所得税確定申告以降、青色申告特別控除を65万円にするための選択要件の一つともされており、税務・会計のICT化が加速している今日において注目度が高まってきている方法といえます。

若林 俊之 会員 (足立)

I 【電帳法の概要】

電帳法の内容は大きく2つに分けられます。総勘定元帳などの国税関係帳簿について電磁的記録による保管を認めるもの（電帳法4①）、領収書などの国税関係書類について紙の書面保存に代えてスキャン（デジタルカメラ等の画像含む）画像による保存を認めるもの（電帳法4②）です。特に、大量の証票を処分できるスキャン方式の利用希望の意見が多いのですが、そのためには次の各要件をクリアしなくてはなりません。

- 電帳法の適用を開始する日の3カ月前の日までに申請
- 入力期間（スキャンするだけでなくタイムスタンプ付与まで）の制限（領収書等の受領者と入力者が異なる場合には最大1カ月+1週間、同一の者が受領・入力する場合は3日間、ただし重要度の低い見積書などについては適時）
- 最低年1回の定期検査（運用確認及び画像と元資料の突合確認、小規模事業者についてはこれを税務代理人がすることにより、受領者と入力者を2名以上用意する相互牽制要件も満たしたことにできる）
- その他解像度の要件（スキャン200dpi、カメラ画像388万画素以上）、帳簿との相互関連性、検索機能の保持要件、見読可能装置の備付要件など

ただし、電帳法は必ずしも会社全体で適用する必要はなく、支店ごと、事業部ごとなどの組織単位での適用が可能で、対象文書も、請求書等の発行先ごとなどに限定することも可能とされています。

※詳細は、『電子帳簿保存法Q&A（平成28年9月30日以後の承認申請対応分）』

URL：https://www.nta.go.jp/law/johozeikaishaku/sonota/jirei/07_3.htm

または、平成30年4月号の情報通をご参照ください。

II 【電帳法利用の可能性】

Iの電帳法の要件の目的は、スキャン画像の「真実性」と「可視性」の担保にあります。とりわけ真実性に関して要件が厳しく、相互牽制要件を

満たした1カ月+1週間の期間ならまだしも、同一人が処理する場合の3日間制限は相当にタイトで、またタイムスタンプに係る有償サービスの費用負担も小さくありません。

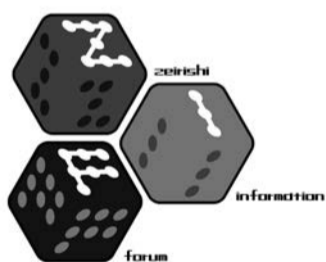
電帳法のメリットは、画像化によって領収書・請求書等の証票を廃棄できることにあるため、証票類の保管場所に困らない会社は積極的に検討する必要はないかもしれません。しかし、領収書等が画像データ化されることによって証票類が整頓されて検索性が高まりますし、社内の経費精算業務がスムーズになる利点もあります。電帳法関連の技術は、たとえ電帳法を適用しない場合でも有効利用できる可能性があります。

よって、完全に要件を満たすのは容易ではないものの、周辺技術については利用価値が高いという2点を踏まえて、試案として次のような対応が考えられます。

- 入力期間制限が「適時」でよい書類のみに利用
- 証票数が極端に多い部署・書類・得意先についてのみ適用（ただし電帳法の申請までに、試験的な運用確認を推奨します）
- タイムスタンプは比較的廉価な会計ベンダーの付属サービスを利用
- 電帳法の利用にかかわらず、レシート等に係る精算・入力・整理の業務にスキャン・スマートフォンで対応

今後は適格請求書保存方式（インボイス方式）が導入される予定です。インボイスに記載される「T+13桁」の登録番号について入力その他の管理が要求されるとすれば、スキャナのOCR機能（画像の文字認識）利用の検討も必要かもしれませんし、また6月に国税庁が発表したインボイス方式の取扱通達とQ&Aでは、電子データにより提供したインボイスの保管等について電帳法に相当する保管方法を要求しています。

書類の廃棄という利点を追求するだけでなく、今後多様化する証票への対応として、電帳法とその周辺技術について知見を広げておくことも必要と思われる。



【重要告知】

税理士情報フォーラム 2018開催！

情シス劇場復活

インボイスを斬る！



○テーマが決まりました！

～迫り来るインボイス！その問題点と今後の対応策、さらに近未来の実務を考える～

■日 時：平成30年12月10日(月)午前10時～午後5時

税理士会等で問題視している軽減税率とインボイス制度。来年10月には区分記載請求書、2023年10月からは適格請求書（いわゆるインボイス）の受け渡しとその保存が求められる新たな制度開始の予定となっております。我々が実務家としての声（意見）を上げていくためには、制度の問題点がどのようなどころにあるのかをしっかりと理解しなければいけないと同時に、顧問先のために、施行日までの実務等も考えておく必要があるかと思えます。

■場 所：東京税理士会館2階大会議室、地階会議室

今年の税理士情報フォーラム2018では、調査研究部の協力を得て、このインボイス制度に斬りこんでみようと考えております。是非一緒に理解し実務を考えましょう。また、今年は今後の近未来を「情シス劇場」でご覧いただきたく準備を進めております。過去の劇ではマイナンバーやセキュリティ問題についてご覧いただきましたが、ほぼ近い世界が現実起きております。今回も、ご自身の今後の業務構築の参考にしていただきたいと思えます。皆さまのご来場をお待ちしております！

情報システム部では電子申告に関する質問（電子申告・電子納税・マイナンバー取扱）を募集します！

電子申告に関する疑問をお持ちの方は、<本会HP>⇒<税理士の方へ>⇒<税理士のためのIT講座>⇒<電子申告等に関する質問コーナー>にアクセスのうえ、「質問内容募集フォーム」にてお送りいただくか、電子メール（johosystem@tokyozeirishikai.jp）にて①氏名②税理士登録番号③質問内容をご記入のうえお送りください。回答は本会情報システム部にて作成後、「電子申告等に関する質問コーナー」ページへ掲載し、総務部メールニュースにてお知らせいたします（支部及び氏名は非公開です）。